

令和4年度 第5回吉川区地域協議会次第

日時：令和4年7月11日（月）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

4 協議事項

- (1) 自主的審議事項 株式会社よしかわ杜氏の郷の民営化について
- (2) その他について

5 総合事務所からの諸連絡について

6 そ の 他

・次回地域協議会の日程調整 月 日（ ） 時 分から

7 閉 会

株式会社よしかわ杜氏の郷株式譲渡に関する
募集要領

令和4年7月
上越市

目次

1	募集要旨	1
2	会社概要	1
3	スケジュール（予定）	4
4	資格要件	4
5	事業の条件	6
6	株式の希望譲渡価格及び譲渡条件	8
7	応募手続	9
8	資料の提供（閲覧）・施設の見学	11
9	応募書類	12
10	評価方法等	12
11	審査結果の通知・公表	15
12	契約の締結	15
13	その他	15
14	様式	15
15	問合せ先	16

1 募集要旨

株式会社よしかわ杜氏の郷（以下、同社という。）は、旧吉川町が、日本三大杜氏集団の一つ「越後杜氏」の代表格「頸城杜氏」を多く輩出していたことや、酒米「五百万石」の県内最大の生産量を誇っていたこと、全国的にも珍しい醸造科を有する旧吉川高校が存在していたことから、町の特色である「酒」をテーマにした日本酒醸造施設等を整備し、町の発信と産業の振興を目的に設立された第三セクターである。

同社の経営は、後発の酒蔵であったことや日本酒の市場規模縮小などの要因により当初から苦戦を強いられたほか、新型コロナウイルスの影響も重なり売上高は年々減少し、直ちに債務超過とはならないものの、抜本的な改革に取り組む必要が生じている。

同社では、平成 20 年以降、上越市の副市長が社長を務めているが、現在社長を含む 3 名の取締役は非常勤であり、中長期的なビジョンを持ちつつ、縮小傾向の市場において経営を担うことが難しい体制となっている。

また、近年の日本酒業界では吟醸酒等の高付加価値な製品の割合が増加しており、売上げの増加には、一定の販路を持つとともに、特徴的な商品開発や斬新な取組をしやすい機動的な体制が望まれている。

さらに、同社の施設、設備は、創業から 20 年余りが経過したことによって老朽化が進み、今後大規模な更新をしていかなければならない状況となっているほか、上越市が設置する有識者会議「第三セクター等評価委員会」からは、同社の経営に「課題あり」との評価を受け、民営化の検討を強く指摘されている。

このような中、市では、吉川区における酒造文化の発信や継承、従業員の雇用継続等に向けて、会社の経営を行政主導から民間主導に転換することとし、本募集では、所期の目的を継承し、将来にわたり事業を継続できる事業者等を企画提案により募り、優秀な提案を行った事業者等を優先交渉先として選定し、市が保有する同社の全株式を有償譲渡することを目標に公募を開始するものである。

2 会社概要

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社よしかわ杜氏の郷 |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 小田 基史 |
| (3) 所在地 | 新潟県上越市吉川区杜氏の郷 1 番地 |
| (4) 設立年月日 | 平成 11 年 3 月 24 日 |
| (5) 資本金 | 92,075,000 円 |
| (6) 発行済株式数 | 3,683 株 |
| (7) 出資者 | 上越市
他 213 者（個人 187 者、企業等 26 者） |
| (8) 目的（定款より抜粋、実施していない事業（※）を含む） | ①酒類の製造、販売及び製造に関する技術指導 |

- ②アイスクリーム等乳製品の製造、販売（※一部）
 - ③飲食店の経営※
 - ④食料品、民芸品、工芸品、浴用剤、日用雑貨品、衣料、医薬品の販売
 - ⑤米穀類、山菜、きのこ及び農水産物の集荷及び加工、販売並びに研究開発に関する業務※
 - ⑥宿泊施設の経営※ など
- (9) 設立の経緯及び経過
- 平成 2 年 「杜氏の里酒造り構想」の検討を開始
 - 平成 8 年～9 年 酒シンポジウムを開催
 - 平成 10 年 インフォメーションセンター構想検討委員会 発足
越後よしかわ酒祭り開催
 - 平成 11 年 3 月 (株)よしかわ杜氏の郷の設立
 - 平成 12 年 2 月 商標出願申請
 - 平成 12 年 3 月 建物竣工（平成 11 年度地域農業基盤確立農業構造改善事業補助金を活用）
 - 平成 12 年 7 月 (株)よしかわ杜氏の郷 オープン
 - 平成 12 年 11 月 「よしかわ杜氏」販売開始
 - 平成 13 年 3 月 商標登録
- (10) 役員（令和 4 年 7 月 1 日現在）
- ・代表取締役社長 小田 基史
 - ・取締役 笹原 茂
 - ・取締役 武藤 和美
 - ・監査役 山下 悟
- (11) 従業員（令和 4 年 7 月 1 日現在）
- 正規雇用 4 人（男性 3 人、女性 1 人）
 - 非正規雇用 5 人（男性 1 人、女性 4 人）
- (12) 代表銘柄
- ・本醸造酒…「よしかわ杜氏大吟醸」（山田錦を使用）
 - ・普通酒…「よしかわ杜氏大辛口」（五百万石、こしいぶきを使用）
 - ・純米酒…「天恵楽」（五百万石、山田錦を使用）
「有りがたし」（山田錦を使用）
- (13) 主要取引先
- パルシステム生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム東京、小田急百貨店、阪急百貨店、新潟県酒類販売(株)、新潟酒販(株)、えちご上越農業協同組合 他
- (14) 主な取引銀行
- 八十二銀行、第四北越銀行、えちご上越農業協同組合
- (15) 施設概要（設立時）
- ・施設面積 1,197 m²

・製造能力 180 KL

(16) 施設内容

製造場、売店、見学ホール、事務所

(17) 整備費

473,000 千円

※平成12年3月に竣工（平成11年度経営基盤確立農業構造改善事業を活用）

(18) 財務状況

第20期(平成30年3月期)から第24期(令和4年3月期)決算書参照

※8(1)提供資料による

(19) 譲渡対象株式

市が保有する同社株式 3,041 株

ただし、市以外の株主が保有する株式 471 株についても、各株主により、同一時期、同一単価による売却希望がある。

なお、同社株式の譲渡又は取得に際しては、同社取締役会の承認を受けなければならない旨、定款に定められている。

3 スケジュール（予定）

公募開始から株式譲渡に至るまでのスケジュールは、概ね以下のとおり。

時期	取組
令和4年 7月11日	募集の開始
8月10日	応募意向者向け説明会の開催
9月2日	応募意向書の提出期限
10月17日	応募書類の受付期限
10月下旬	選定委員会による書類審査・プレゼンテーションの実施
10月下旬	優先交渉先の選定
10月下旬	優先交渉先と詳細協議、条件の決定
10月下旬	地域等への説明
11月下旬	株式譲渡仮契約締結
12月下旬 (最短)	株式譲渡実行 ※ただし、実行時期は協議により決定することとします。提案の内容によって、契約に翌3月議会の議決を要する可能性があります。

4 資格要件

応募に当たっては、次の条件をすべて満たす事業者等とする。

- (1) 日本国内に本社を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 上越市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任していないこと。
- (4) 上越市長、同副市長及び地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。
- (5) 企画提案募集に係る募集の日から優先交渉先の選定の日までの期間に、上越市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 主たる事業所を有する市町村の税、消費税又は地方消費税の滞納をしていないこと。
- (9) 利益相反の観点から、他の本件応募者との間でアドバイザー等の契約をしている法人ではないこと。

- (10) 利益相反の観点から、現に同社の取締役の任に就いている者が、無限責任社員、取締役、執行役員、監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任していないこと。
- (11) 本件応募者は、本件募集手続に参加するために弁護士、公認会計士、税理士、その他の職業専門家及びアドバイザー等を選任し、手続を補佐させることができることとするが、公平な競争及び利益相反の観点から下記 a～b に該当する者は本件応募者のアドバイザー等となることはできない。
- a. 同社の税務・会計処理に携わる者
 - b. 他の本件応募者との間でアドバイザー等の契約をしている者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員、その支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて募集に参加しようとする者
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は同団体に属する者に該当しないこと。

5 事業の条件

株式譲渡後の支配株主として経営に関与する場合、次の事項の遵守を応募条件とし、株式譲渡契約書締結時に同様の規定を設けることとする。ただし、評価項目において遵守できない項目がある場合は、代替案やその理由を付した上で、提案することも可能とする。

(1) 理念の継承

同社設立時の目的である「吉川区の発信と産業（農業・農産加工、観光、商業等）の振興」や目標である「酒造の文化と技術の継承」を、理念として継承すること。

(2) 製造方法の制限

次に掲げる項目を全て満たし、現行の清酒の製造方法を踏襲した商品の製造を継続すること。

- ・吉川区産の麴米及び上越市産の掛米を使用すること。
- ・醸造用水（酒の仕込み水）には基準に適合した品質を確保した上で吉川区内の湧水を用いること。なお、同社は、上越市ガス水道局が所有する吉川区川谷地内の施設（尾上岳の伏流水由来の原水が通水）から無償で取水する協定を同局と締結している。

ただし、上記を満たさない商品の製造も可能とする。

(3) 事業の継続条件

本件株式譲受後、支配株主として事業を10年以上継続すること。

(4) 廃止及び解散の制限

株式を第三者に譲渡したり、事業を廃止又は同社を解散する場合は、市の同意を得ること。

(5) 道の駅よしかわ杜氏の郷の管理業務に関する権利義務

現在、同社が受託している道の駅よしかわ杜氏の郷の管理業務に関する義務を委託期間内（令和5年3月31日まで）継承すること。その後の取扱いについては、別途市と協議すること。

(6) 生活協同組合等との協定の継承

生活協同組合パルシステム東京、パルシステム生活協同組合連合会、えちご上越農業協同組合、上越市、同社が締結した「食料と農業に関する基本協定書」に基づく次の取組を継承すること。

(ア) 農業の持続的発展による食料自給の向上

(イ) 上越市の自然環境を活用した交流

(ウ) 環境保全として農業継続を図る中での、中山間地域農業の保全活動

(エ) 環境保全に配慮した農業生産の拡大

(オ) 生産過程を共有する人的交流

(カ) 食料や生活品等の共同開発・共同出資

(キ) 食料や生活品等の相互取引の拡大

(ク)その他目的達成に必要な事業

なお、当該協定により、同社は、生活協同組合パルシステム東京で取り扱う上越市内の製品の帳合先企業として直接取引が可能な権利を有している。

(7) 吉川区の酒造文化継承・発信

吉川区の酒造文化継承のため、施設を活用した文化の発信に努めるとともに、学校学習への協力、施設見学の受入れ、情報発信、イベントの開催、地元との連携・協力を図ること。

(8) 市との連携協定

公募要領に規定した条件等に関する取組の市との連携について、株式取得者、同社及び市の三者で連携協定を締結すること。また、協定に基づき三者の定期的な情報共有会議を行うとともに、同社の経営状況（売上げ、決算等）を共有すること。

(9) 財産の処分制限

道の駅の立地特性があるため、会社の土地又は建物を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す場合は予め市の同意を得ること。

(10) 関係法令の遵守

酒類等関係法令を遵守すること。

(11) 地域性を考慮した商号等の使用

同社の商号を継続しない場合は、「吉川」を採用（表記は漢字に限らずひらがな等も可能とする）し、また、主たる商品の名称には「吉川区」に関連がある名称の採用に努めること。

(12) 従業員の雇用継続

現在の従業員の雇用を最低1年間は継続すること。また、新規に雇用する場合は吉川区からの雇用に努めること。吉川区に関わりを持つ杜氏の育成に努めること。

(13) 雇用条件等の継承

現在、同社で定める雇用条件、労働条件、給与等に関する事項を継承すること。また、同社の就業規則及び同社と代表労働者・社員（以下、社員等という。）との間で締結した労使協定・雇用契約等を変更する場合には、社員等と協議すること。

(14) 道の駅への関与

(5)の道の駅の委託期間内の管理業務の継続に加え、隣接する農産物直売所や温泉施設により構成される道の駅「よしかわ杜氏の郷」の活性化に、関連団体と取り組むこと。

(15) アイスクリーム製造工場の使用

同社は、土地の一部（238.44㎡）を市に無償で貸付けており、当該土地には市有財産（吉川乳製品加工施設。建築面積238.44㎡、延べ床面積153.75㎡）が存している。株式譲渡後も引き続き当該土地の貸付けは無償とすること。な

お、当該市有財産は現在同社が借りているが株式譲渡後の利用や条件については、市との協議の上決定するものとする。

(16) 老朽化・改修への対応

施設・設備等の老朽化・改修に対し、自己の責任において対応が可能なこと。

6 株式の希望譲渡価格及び譲渡条件

次の事項を株式の希望譲渡価格及び譲渡条件とし、株式譲渡の売買契約書に同様の規定を設けることとする。

(1) 市が保有する同社の株式の希望譲渡価格

市が保有する株式 3,041 株の全てを譲渡する。希望譲渡価格は、令和 2 年度確定の決算等を参酌し、時価純資産方式及び DCF 方式により公認会計士が評価した金額とする。

希望譲渡価格（株式評価額）：1 株当たり 8,167 円

応募に当たっては、最新の決算書等を参酌した上で企画提案書にて譲受希望価格を提示すること。なお、この際、希望譲渡価格を下回ることを妨げるものではない。

(2) 株式譲渡条件

同社の安定的な経営に資するため、本件公募による株式取得者は、本件株式譲受後 5 年間、同社株式を他人に譲渡することはできない。また、5 年経過後であっても、5 の(3)「事業の継続条件」の規定に基づき、10 年間は持ち株比率が過半数を下回らない場合に限られる。

(3) 過去に利用した補助金に関する取り扱い

①財産処分に関する手続の責務

同社は、設立時の平成 11 年度に農林水産省の地域農業基盤確立農業構造改善事業補助金を活用し、国、県及び市から補助金の交付を受けて施設・設備等の財産を取得しており、当該財産を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄する（財産処分）場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づき、同社が各種手続を行う義務を負う。

については、応募に当たって、この財産処分の手続など国とのやりとりに関する手続の責務に理解があることを条件とする。

②株式譲渡に伴う補助金返還義務

国及び県の見解では、今回の株式譲渡が、補助金交付時の事業主体に関する要件「地方公共団体、農協又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができる」と認められる法人に限る（例：地方公共団体等が議決権を有する株式を保有すること）を満たさなくなることから、法に規定される「財産処分」の手続

又はこれに準ずる手続が必要となる可能性があるとしてされており、それに伴って同社に補助金の返還義務及びこれに係る必要な手続が生じる可能性がある。

ただし、補助金返還が必要となった場合には、原因者となる市がこれを負担することを想定している。

※①の責務は、②のケース以外にも生じる可能性がある。

※②の補助金返還を行った場合、それ以降①の責務は消滅する。

※本規定に関して不明な点がある場合は、予め問い合わせること。

(4) 協調譲渡

本件公募に関連して、市以外の一部株主が株式の譲渡を希望しており、本件応募者が公募により株式取得者となった場合は、改めてその意向を確認したうえで、市以外の一部株主が保有する株式を、市の譲渡と同じ価格で取得しなければならない。

(5) 契約締結後の不履行

契約締結後、公募条件又は譲渡条件に重大な違反が認められた場合は、違約金を請求する。

7 応募手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号（第2庁舎2階）

上越市産業観光交流部産業政策課

産業振興係 担当：藤村、松縄

TEL：025-520-5729、FAX：025-520-5852

E-mail：sangyou@city.joetsu.lg.jp

(2) 説明会・現地見学会の開催

(ア) 日 時 令和4年8月10日（水）13時30分から（予定）

※1時間程度

都合により、別日程をご案内する場合があります。

(イ) 会 場 吉川区総合事務所及び株式会社よしかわ杜氏の郷

(ウ) 申 込 み 参加を希望される場合は、次のとおり電子メールにて「申込書（様式1）」を提出ください。

提出期限 令和4年8月2日（火）

提出先 (1)と同じ

件 名 参加申込み（法人等名称）

記載事項 ① 参加人数

② 担当者氏名

③ 法人等の所在地

④ 法人等の電話番号

(3) 応募意向書の提出期限、提出先及び提出方法

(ア) 提出期限 令和4年9月2日（金）

(イ) 提出先 (1)と同じ

(ウ) 提出方法 応募を検討される事業者等は、「応募意向書（様式3）」を電

子メールで送信してください。

(4) 質問の受付・回答

- (ア) 提出期限 令和4年9月16日(金)
- (イ) 提出先 (1)と同じ
- (ウ) 提出方法 質問等がある事業者等は、「質問書(様式2)」を電子メールで送信してください。
- (エ) 回答方法 概ね質問提出後1週間後までに質問者及びその他の事業者等に回答を周知します。

(5) 応募書類の提出期限、提出先及び提出方法

- (ア) 提出期限 令和4年10月17日(月)
※提出期限終了後に到着した応募書類は無効とします。
- (イ) 提出先 (1)と同じ
- (ウ) 提出方法 郵送(10月17日(月)必着、書留郵便に限る)又は持参(平日の8時30分から午後5時15分まで)

8 資料の提供（閲覧）・施設の見学

応募に際し、応募予定者は市に対して、以下のとおり対象施設に関する資料の提供（閲覧）を求めることができます。また、希望する場合は、施設の見学を求めることができます。

(1) 提供資料

- (ア) 財産に関する情報
- (イ) 会社の業務内容に関する情報
- (ウ) その他参考となる情報
- (エ) 竣工図（平面図・基礎図・配線系統図等）

※ (ア)～(ウ)は電子データによる提供。(エ)は7の(1)での閲覧（閲覧可能日は日程調整の上、応募者へ連絡）

(2) 施設見学 説明会・現地見学会を実施しますが、希望があれば個別に対応します。

(3) 依頼方法 資料提供（閲覧）・施設見学依頼を電子メール、FAX 又は郵送（書留郵便に限る）により7の(1)へ提出してください。

(4) 受付期限 令和4年9月16日（金）

(5) 提供を受けた資料の取扱い

- (ア) 提供を受けた資料は、本募集への応募に係る検討以外の目的では使用しないこと。
- (イ) 提供を受けた資料は、本募集への応募終了後に破棄すること（電子データは消去すること）。
- (ウ) 提供を受けた資料を本募集への応募に係る検討以外の目的で使用した結果、生じた責任は提供を受けた者が負うこと。

9 応募書類

応募者は、応募に当たり、下記の書類を提出するものとします。なお、応募書類の提出は1法人等につき1つとし、複数応募は認めません。

(1) 提出書類

提出書類	
	【作成様式】
1	企画提案書提出届（様式4）
2	企画提案書
	【添付書類（※応募者に係るもの）】
3	法人登記事項証明書
4	法人定款
5	市町村税の滞納がないことを証明する書類
6	消費税及び地方消費税の納税証明書
7	事業報告書（最新決算年度のもの）
8	貸借対照表及び損益計算書（直近3期のもの）

(2) 提出部数

原本1部及びコピー10部

(3) 提出された応募書類の取扱い

- (ア) 提出された応募書類は、優先交渉先の選定以外の目的では使用しません。
ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
- (イ) 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- (ウ) 提出された応募書類は返却しません。
- (エ) 応募書類の著作権は応募者に帰属します。
- (オ) 応募書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。

10 評価方法等

(1) 評価方法

一次審査

応募者から提出された資格要件関連書類などにより経営安定性などの一次審査を行います。一次審査は非公開とします。

一次審査合格者より事業提案書等の応募書類を受付し、後日二次審査会を開催します。

二次審査

一次審査を合格した応募者に対して、書類審査及びプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは公開で行う場合があります。

書類審査及びプレゼンテーションに対し、下記「企画提案書の審査基準について」に定める評価基準に基づき、第三者による選定委員会が評価を行います。

評価結果を踏まえ、最も優れた提案を行った者と次の者を選定します。

(ア) 評価基準

○企画提案項目と評価の視点及び配点（「企画提案書の評価基準について」）

	企画提案項目 (評価項目)	評価の視点	採点 (基準3点)	配点	
一 地域性	1 理念の継承	地域や会社の歴史・文化・背景・役割への理解があり、経営方針・事業計画に踏まえられているか。これらの理念に関し、計画等に新規性、独創性、具体性、実現可能性があるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	2 地域貢献・連携	計画に地域への貢献や地域との連携があるか。その実現性があるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	3 所在地	主たる事務所・事業所が、吉川区内（5点）、市内（3点）又は県内（1点）の事業者等であるか。	5-3-1-0	×2	10
ロ 事業の適合性	1 企画提案内容と運営体制	現状の課題等を踏まえ、組織体制や売上の増加策、経費の縮減策等、具体的な方策が示されているか。その実現可能性があるか。	5-4-3-2-1-0	×4	20
	2 経営の持続性	経営の持続性が認められるか。資金計画（資金調達方法、キャッシュフロー）、収支計画（損益計算書）が提出され、実効性・実現可能性が高いか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	3 財務内容の安定性	事業の継続、株式を保有するに足る安定した経営状況であると認められるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	4 諸条件への対応	提案内容から諸条件への対応が確認できるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
ハ 譲渡価格	1 譲渡価格	譲渡価格に応じて加点。最も高い金額を提示した応募者の金額を5点として、各配点を按分し配点する。 例：最高金額5千万円の場合 5千万円5点、4千万円以上4点…1千万円以上1点を加点する。	5-4-3-2-1-0	×2	10
ニ その他	1 その他加点	その他アピールする事項を評価する。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	※最も優れた提案を行った者と次点の者は、合計得点60点以上の者から採用する。				

失格者を除き、上記の採点結果を踏まえ、優先交渉先を選定します。

(2) 失格事由

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とします。

- (ア) 提出した応募書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 応募資格を満たさないことが判明した場合又は応募書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 1 審査結果の通知・公表

優先交渉先の選定後、応募者全員に書面により、選定又は非選定の結果の通知を行います。

選定結果は、市のホームページを通じて公表を行います。

1 2 契約の締結

市は、選定委員会の評価の結果、最も優れた者を優先交渉先として選定し、株式譲渡契約の締結交渉の上、契約を締結します。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがあります。

また、最も優れた者と協議が整わない場合にあつては、次の者と協議の上、契約を締結する場合があります。

その他、優先交渉先決定後の手続について、本要領に定めのない事項については、市と優先交渉先の協議により行います。

1 3 その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）により届け出てください。
- (2) 7の(5)の受付期間終了後に応募書類を差替、訂正、再提出することはできません。ただし、市から指示があつた場合を除きます。
- (3) 応募書類の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (4) 応募書類等の作成、ヒアリング等、応募に要する経費は、如何なる理由があつても応募者の負担とし、市は一切の負担を負いません。
- (5) 応募書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

1 4 様式

別冊のとおり

15 問合せ先

今回の企画提案における不明な点などがある場合の問い合わせ先は下記の通り。

〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号（第2庁舎2階）
上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係 担当：藤村、松縄
TEL：025-520-5729、FAX：025-520-5852
E-mail：sangyou@city.joetsu.lg.jp

よしかわ杜氏の郷の譲渡先の選定に関して（意見書）（案）

このたびは、当協議会より提出いたしました意見書につきまして、ご配慮頂いておりますことに大変感謝を申し上げます。

さてこの度、よしかわ杜氏の郷の売却に関する説明会にて示されました選定先の「評価基準」につきましては、意見書のご回答とは異なり設立当初の目的、住民の想いを尊重した評価基準にはなっていない内容と捉えております

かねてよりご説明させて頂いておりますように、地域と共存し、よしかわ杜氏の郷の起業から現在までを熟知し、今後の方向性につきましても理解している企業を選定されることが最も望ましいと考えております。

そのため、評価基準については、地元への配点加重を行うとともに、募集についても、まずは地元の範囲から始め、段階的に拡大する手順で進めていただくことを望みます。

ここに改めて、意見書のご回答にありますように「設立当初の目的、住民の想いを尊重した」選定を進めてくださるようお願い申し上げます。